

「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）」 の一部改定について

令和5年4月
山 口 県

工事成績評定において、評価の基準となる「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）」を一部改定したので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 適用基準日

令和5年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和5年5月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

2. 対象工事

土木工事を対象とする。

3. 改定点

- (1) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事を加点評価する評価対象項目を追加した。
- (2) コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物の評価を一部改定した。

※詳細については、山口県技術管理課ウェブサイトの「監督・検査・評定関係」
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/kennsa/kennsa.html>)
を参照ください。